

官報號外

明治四十五年三月一日 金曜日

印 刷 局

○第二十八回 衆議院議事速記録第十四號

帝國議會

衆議院

議事速記

第十四號

官報號外

明治四十五年二月二十九日(木曜日)午後一時十二分開議

議事日程 第十三號 明治四十五年二月二十九日

午後一時開議

第一 拘留料料ニ關スル裁判法案(ト部喜太郎君)

第二 關稅定率法輸入稅表中改正法律案(武藤金吉)

第三 高層氣象觀測所設置ニ關スル建議案(根本正君外)

第四 鐵道速成ニ關スル建議案(江原節君外)

第五 農業金融ニ關スル建議案(恒松隆慶君)

第六 鐵道建設ニ關スル建議案(根本正君外)

第七 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介)

第八 直江津開港ノ建議案(水品平右衛門)

第九 七尾灣築港ニ關スル建議案(戸水寛人君)

第十 金澤高等工業學校設立ニ關スル建議案(戸水寛人君)

第十一 私設運河築港ニ關スル建議案(漆昌慶君外)

第十二 鐵道速成ニ關スル建議案(渡邊修君外)

第十三 上越鐵道敷設ニ關スル建議案(青柳信五郎君)

第十四 信越河東線鐵道建設ニ關スル建議案(安川保次君外)

第十五 (特別報告第六十五號)復族ニ關スル請願

第十六 (特別報告第六十八號)爭議調停法制定ノ請願

第十七 (特別報告第六十九號)庄内川改修ノ請願

第十八 (特別報告第七十一號)大井川橋梁架設ノ請願

第十九 (特別報告第七十三號)平家音樂史平家物語史

第二十 (特別報告第七十三號)平家音樂史平家物語史

第二十一 (特別報告第七十四號)區裁判所出張所設置

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

○議長(大岡育造君) 諸般ノ報告ヲ致シマス
(書記朗讀)

一議員ヨリ提出セラレタル讀案左ノ如シ

七尾灣築港ニ關スル建議案

提出者 戸水 寛人君 小池 靖一君 駒田 小次郎君

松田 吉三郎君 橋本 次六君 米田 稔君

金澤高等工業學校設立ニ關スル建議案

提出者 戸水 寛人君 小池 靖一君 松田 吉三郎君

橋本 次六君 米田 稔君

私設運河築港ニ關スル建議案

提出者 漆 昌巖君 長 晴 登君

小名濱輕便鐵道建設ニ關スル建議案

提出者 星 長 晴 登君 佐治 幸平君

提出者 佐治 幸平君 佐々木鐵太郎君

佐々木鐵太郎君 長 晴 登君

提出者 安川 保次郎君 水品平右衛門君

水品平右衛門君

區裁判所出張所設置ニ關スル建議案

提出者 柏原 左源太君 佐々木鐵太郎君 佐治 幸平君

佐々木鐵太郎君 長 晴 登君

一武市庫太君ヨリ米價騰貴ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

一千田軍之助君ヨリ土地增價稅ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

一中村啓次郎君ヨリ神社併合獎勵ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

一大橋頼摸君ヨリ電氣事業ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

一早速整爾君ヨリ物價騰貴ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

一常任委員ノ補缺選舉ニ左ノ通り當選セラレタリ

第七部

決算委員 有田 源一郎君

○議長(大岡育造君) 會議ヲ開キマス、唯今報告ノ常任委員ノ辭任ニ付テ御異議

ハアリマセヌカ

○議長(大岡育造君) 異議ガナケレバ許可スルコトニ極リマシタ、尙請暇ノ件ニ付

テ之ヲ許可スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ之ヲ許可致シマス、日程第一拘留科料ニ

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

一去二十七日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

權太酒類出港稅法案外二件

戸狩 権之助君

森 國造君

高橋 直治君

鷺田 十三郎君

黃金井 爲造君

平島 松尾君

綾部 惣兵衛君

浅羽 靖君

小橋 榮太郎君

伊藤 大八君

武君

戸水 寛人君

伊東 啓三郎君

山本 傅一郎君

鷺澤 總明君

宮古 要藏君

寺井 純司君

柏谷 義三君

伊東 菊池侃

吉植 庄一郎君

山口 雄三郎君

板東 勘五郎君

井上 敏夫君

松井 三郎君

柚木 肇

吉隆慶君

福井 文質君

濱田 增

安達謙藏君

高木 益太郎君

龍次郎君

藤原 恒松君

永江 熊野君

小河源一君

花井 良君

中村 高木君

井阪 光暉君

木村 阜藏君

代市 藤嘉吉君

衆議院議員選舉法中改正法律案委員會

寺井 定

田中 高橋君

伊藤 大八君

吉植 丹治郎君

須藤 嘉吉君

衆議院議員選舉法中改正法律案委員會

吉植 肇君

西村 嘉吉君

伊藤 大八君

吉植 丹治郎君

藤井 三郎君

衆議院議員選舉法中改正法律案委員會

吉植 丹治郎君

高木 益太郎君

伊藤 大八君

吉植 丹治郎君

永江 熊野君

伊藤 大八君

吉植 丹治郎君

江口 高木君

伊藤 大八君

吉植 丹治郎君

藤井 三郎君

伊藤 大八君

吉植 丹治郎君

源一君

〔「異議ナシ」ト呼フ者ノリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ極リマシタ、尙請暇ノ件ニ付

テ之ヲ許可スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ之ヲ許可致シマス、日程第一拘留科料ニ

關スル裁判法案、提出者ト部喜太郎君

第三條 前條第二項ノ場合ニ於テハ被告人住所地ノ區裁判所ハ刑ノ言渡ヲ

爲シタル區裁判所ニ對シ記錄ノ移送ヲ請求スヘシ

第一 拘留科料ニ關スル裁判法案(ト部喜太郎君外一 第一讀會)

拘留科料ニ關スル裁判法案

第一條 區裁判所ニ於テ拘留又ハ科料ニ處スヘキ犯罪ニ付刑ノ言渡ヲ爲ス

ニハ口頭審理ヲ用エス犯罪ノ事實適用ノ法令及正式ノ命令ヲ請求シ得ヘ

キ期間ヲ明示シタル書面ヲ作成シテ被告人ニ送達スヘシ

第二條 前條ノ刑ノ言渡ニ對シ不服アルトキハ送達ヲ受ケタル日ヨリ五日

以内ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル區裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スヘシ

刑ノ言渡ヲ爲シタル區裁判所ト被告人住所地ノ區裁判所ト異ナルトキハ

被告人ハ住所地ノ區裁判所ヘ前項ノ期間内ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得

第三條 前條第二項ノ場合ニ於テハ被告人住所地ノ區裁判所ハ刑ノ言渡ヲ

爲シタル區裁判所ニ對シ記錄ノ移送ヲ請求スヘシ

附 則

明治十八年九月第三拾壹號布告違警罪即決例ハ之ヲ廢止ス

本法ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(ト部喜太郎君登壇)

○ト部喜太郎君 本員ハ拘留科料ニ關スル法律案ヲ提出致シマシタ理由ヲ簡單ニ陳述ヲ致シマス、拘留科料ニ關スル法律案ナド、申シマスルト、其名義カラ見マスレバ甚ダ輕微ナル案件ノヤウニ見エルカハ存ジマセヌケレドモ、此議案ノ成立スルトセザトハ、國民ノ權利ノ消長ニ重大ナル關係ヲ持ツテ居ルノアリマシテ、憲法政治ノ運用ノ上ニ於テ、我日本帝國ノ現行ノ法制ノ上ニ於テ、一大缺點ガアルノアリマス、其一大缺點ヲ補ウテ満足ニ此憲法政治ノ法制ヲ完備シタ云フノガ、本案提出ノ趣意ニナルノアリマス、御承知ノ通り舊刑法ノ時代ニ於キマシテハ、拘留ハ刑法上ノ刑罰ト致シマシテ、拘留ハ一日以上十日以下ト云フコトニアリマシタ、科料ハ五錢以上一圓九十五錢ト云フコトニアリマス、刑法が改定セラレテ、此刑期ノ範圍が非常ニ廣クナリマシタ、現行ノ刑法ニ於キマシテハ拘留ハ一日以上三十日未滿、科料ハ十錢以上二十圓未滿ト云フコトニアリマシタ、而シテ如何ナル犯罪行爲ニ此拘

留若クハ科料ノ刑罰ヲ科スルカト申シマスルト、多クハ警察犯處罰例ノ適用ニ科スルノデアリマス、警察犯處罰例ト云フモノハ内務省令ヲ發布ニナシテ居リマシテ、其内容等イト云フ請求ガアリマス、許可シテ御異議ハゴザイマセヌカ

ル、ヤウナ人ト云フモノハ多クハ生活程度ノ低イ、謂ハ々其日暮シト云フヤウナ者ノ受ク
ル刑罰テアリマシテ、縱令僅カノ三圓、五圓ノ科料ニ致シマシテモ、十日、五日ノ拘留ニ
致シマシテモ、其影響スルトコロト云フモノハ實ニ重大ナル結果ヲ來スノデアリマス、然ル
ニ現在ニ於テハ此拘留、科料ニ關スル裁判ト云フモノハ如何ナル官吏が取扱テ居ルカ
ト申シマスルト、明治十八年九月第三十一號ノ布告ニ違警罪即決例ト云フモノニ依ッ
テ處斷シテ居ルノデアリマス、此違警罪即決例ノ内容ニ付キマシテハ、此布告ニ讓ツテ置
キマスルノデアリマスガ、其要旨ト云フモノハ警察署長及分署長又ハ其代理人タル官吏ハ
其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スベシト云フノガ一條ニ規定サレテ居ルノデア
リマス、此條文ノ規定ニ依リマシテ、拘留若クハ科料ノ刑ニ處セラルベキ多クノ裁判事
件ト云フモノハ、悉ク警部、警部補若クハ其代理人タル巡査ニ依ツテ裁判ヲセラレテ居
ルト云フノガ、今日ノ現行法アルノデアリマス、憲法政治行ハレマシタコロノ過渡ノ
時代ニ於キマシテハ、古イ法制ト云フモノノ一時保存ヲシテ置クト云フヤウナ必要モナキ
ニアラズデアリマセウケレドモ、既ニ二十有餘年ノ間憲法政治ヲ施シテ置キナガラ、明治
十八年布告ノ第二十一號ト云フ此ノ如キ野蠻ノ法律が現今我法律ノ上ニ存在シテ居
リマシテ、之ニ依ツテ多クノ裁判事件が取扱ハレテ居ルト云フコトハ如何ニモ奇怪至極ナ
現象ト言ハナケレバナラヌノデアリマス、然ラバ其違警罪即決例ニ依ツテ警察官が裁判ヲ
致シテ居リマスガ、ドノ位ノ一體裁判事件ヲ取扱テ居ルノデアラウカ、輕微ナル事件デ
アツテ、其件數ト云フモノモ誠ニ少ナイモノデアリマシタナラバ、一ノ便法トシテ之ヲ殘シテ
置クト云フ事柄モ或ハ甚シキ害惡ハナイカハ知レマセヌケレドモ、今政府ノ統計ニ依ツテ
本員ノ調べマシタコロニ依リマスルト云フト、明治四十二年ニ於キマシテ拘留ニ處セラ
レタ者が、五万九千六百四十六件アルノデアリマス、ソレカラ科料ニ處セラレタ者が四十
四万一千五百九十一件、丁度違警罪即決例ニ依リマシテ、明治四十二年度三十五万
二千二百三十七人ト云フ者ガ拘留、科料ニ處セラレテ居ルノデアリマス、四十二年度
モ稍其數ハ同シヤウナモノデゴザイマシテ、拘留ガ五万千百八十四件、科料ガ四十万
七千二百四十三件、合計四十六万八千四百二十七人ト云フ者ガ違警罪即決例ニ
依リマシテ、警部若クハ巡回ノ裁判ニ依ツテ處分ヲ受ケテ居ルノデアリマス、然ラバ此正
式ノ方ノ裁判ハドウデアラカト申シマスルト、正式ニ裁判所ニ拘留ノ言渡ヲ受ケタ者ノ
統計ヲ見マスルト、四十二年ニハ刑法犯ガ僅ニ三十一件、特別法ノ犯罪ト云フモノ
ガ百四十五件、ソレカラ警察犯處罰例ニ依ツテ罰セラレタ者が百十一件、正式裁判
ガ三十六件、特別法ノ犯罪ガ百五十九件、警察犯處罰例ガ七十五件、正式裁判ガ
四百七十六件合計七百四十六件ト云フノデアリマス、即チ裁判所構成法ニ相當ノ裁
判ガアルニ拘ラズ、拘留、科料ニ處セラレルトコロノ四十何万ノ事件ト云フモノハ悉ク
警察ノ處分ニ任セラレテ居ルト云フノガ今日ノ事實デアリマス、或ハ此違警罪即決例
ノ警察ノ裁判ニ不服ナル者ハ正式ニ裁判ヲ仰グコトが出來ルノアルカラシテ、救

濟途ハアルデハナイカト云フヤウナ論モアルノデアリマスガ、此正式ノ裁判ヲ請求ラシタ
ト云フモノガ、四十一年ニ於キマシテハ四十四万二千五百九十一件ノ中テ、僅ニ四
百九十九件シカナノデアリマス、又四十二年ニ於キマシテハ四十六万八千四百二十一
件ノ中テ、僅ニ七百四十六件シカナノデアリマス、然ラバ正式ノ裁判ノ結果ハドウ
トコロノ處分ニ對シテ、正式ノ裁判ヲ請求シタ結果ト云フモノハ、其大部分ノ者が無罪
ニナツテ居ル事實ト云フモノハ如何ニ此警察ノ違警罪即決例ニ依ル裁判ト云フモノガ不
無罪免訴ニナツタ者ガ二百四十二件アルノデアリマス、警察署ノナシタ違警罪即決例ニ依ル
トコロノ處分ニ對シテ、正式ノ裁判ヲ請求シタ結果ト云フモノハ、其大部分ノ者が無罪
ニナツテ居ル事實ト云フモノハ如何ニ此警察ノ違警罪即決例ニ依ル裁判ト云フモノガ不
適用サレテ居ルト云フノナラバ、マダ幾ラカ我慢が出來ルノデアリマスケレドモ、此違警罪
即決例ヲ濫用セラレテ、人權ヲ蹂躪スル事蹟ト云フモノガ夥シイノデアリマス、此前ニ本
法ノモノが多イト云フ事柄ハ此統計ニ依ツテモ明瞭ニ之ヲ證明スルコトが出來ルノデアリ
マス、ソレノミナラズ此違警罪即決例ト云フモノハ本當ノ犯罪人ヲ罰スルト云フタメニ
適用サレテ居ルト云フノナラバ、マダ幾ラカ我慢が出來ルノデアリマスケレドモ、此違警罪
即決例ヲ濫用セラレテ、人權ヲ蹂躪スル事蹟ト云フモノガ夥シイノデアリマス、此前ニ本
案ヲ提出シタ時分ニ本員ハ其事實ヲ舉げテ諸君ニ御訴申シテアリマスカラシテ、今更同
一ノコトヲ繰返ス必要ハナイノデアリマスケレドモ、此違警罪即決例ト云フモノハ多クハ各
警察署ニ於キマシテ犯罪ヲ捜査スルトコロノ便宜ノ方法ニ用井ラレルノデアリマス、何カ
違警罪即決例テ以テ拘留、科料ニ處セキ犯罪行爲ガアツタト云フノデ、警察署ニ引
張ツテ行クノデナインデアリマスケレドモ、他ノ犯罪ノ嫌疑ガアルト云フヤウナ場合ニ、無暗ニ警察署
ガ人ヲ引張ツテ行クト云フ事柄ハ法律ノ許サストコロニアリマス、カラシテ、チヨット警察
ニ出テ吳レト云フノテ呼出シテ來ル、ドウ云フ風ニ今日デハヤツテ居ルカト申シマスルト、立
派ニ一軒ノ家ヲ持ツテ正業ヲ營ンデ居ル者ニ向テ、警察犯處罰例ノ一定ノ住所又ハ正
業ナクシテ諸方ヲ徘徊スル者、斯ウ云フ條文ヲ適用シテ、オ前ハ浮浪罪デアルト云フノデ、
警察署ノ見込ニ依ツテ必要次第第十日テモ、二十日テモ、三十日未滿ト云フモノハ警察署
ニ拘留シテ置クト云フノデアリマス、或ハ又警察ノ眼鏡ヲ以テ或ル犯罪
ヲ前が人殺ヲシタラウト云フ訊問ヲスルノデアリマス、イエ、人ヲ殺シタラノデアルカラ
フヤウナ者ニ向ツテ十分ニ其事蹟ヲ捜査シテ證據ヲ舉げテ之ヲ檢舉スルト云フ方法ヲ採
ルノガ當然デアリマスケレドモ、其適當ナ途ヲ取リマセヌデ、ヤハリ警察署ニ喚出シテ來テ、
ニ對シテ人ヲ殺サナイト云フカラシテ、官署ノ訊問ニ對シテ不實ノ陳述ラシタノデアルカラ
イ待テ、官署、公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ、又ハ其義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ
肯ゼザル者ト云フノガ警察犯處罰例ニアルノデアリマス、今殺シテ置キナガラ本署ノ訊問
ニ對シテ人ヲ殺サナイト云フカラシテ、官署ノ訊問ニ對シテ不實ノ陳述ラシタノデアルカラ
二十九日ノ拘留ニ處スルト、斯ウ云フノデアリマス、ソコデ一十九日ノ間拘留ラシテ置イ
テ、手ニ品ヲ變ヘテイロ／＼ニ訊問ヲシマスルケレドモ、警察ノ眼鏡ト云フモノハ全ク違
テ居ツテ、此人が眞ノ犯罪人デナイト云フコトが明瞭ニナリマスルト云フト、モウ用ガナイカ
ラ家へ歸レト、斯ウ云フコトニナルノデアリマス、實ニ違警罪即決例ト云フモノヲ濫用シ
テ、下級社會ノ自己ノ權利ヲ主張スルコトノ出來ナイ者ニ向ツテ、無法ナ處置ヲシテ居

ニ、拘留、科料ニ關スル裁判ハ此憲法ノ條規ニ完ク抵觸シタトコロノ下級ノ行政官吏ト云フモノガ、司法權ヲ行^フテ居ルノアリマスカラ、憲法政治ニ於テ一日モ此違警罪即決例ヲ存立スルト云フコトハ許サズノアリマス、ソレノミナラズ是ハ大ニ考ヘナケレバナラヌ點ガアルト思ヒマス、刑事政策ノ上ニ於テ此違警罪即決例アリテ、下級ノ行政官吏ト云フモノガ此即決例ヲ濫用シテ、多クノ人權ヲ蹂躪スルト云フ結果ハ如何ナルトコロニ國家ノ政治ニ禍害ヲ釀シ來スデアリマセウカ、是ハ餘程考慮シカレバナラヌ問題ト思フノアリマス、現ニ犯罪人が年々増加スルト云フコトハ甚ダ憂フベキコトニアリマス、之ヲ豫防スルニ付テハイロ^クノ方面カラ勿論研究ラシナケレバナリマセヌ、或ハ教育ノ力ニ依リ、或ハ又宗教ノ力ニ依リ、或ハ又多クノ慈善事業ナドニ依リ、或ハ出獄人保護ノ方法等イロ^クノ方法ニ依シテ、此問題ヲ解決シカレバナラヌノアリマスケレドモ、犯罪人ヲ豫防スル一番大切ノコト、云フモノハ一般國民ニ國法ヲ重ンズルト云フ觀念ヲ養成スルト云フ事柄ガ最モ必要ナコト、思フノアリマス、國法ヲ重ンズルト云フ氣風ヲ養成スルコトニナルニハ、ドウシテモ國民ノ權利ヲ重ンズルト云フトコロノ制度ト云フモノヲ完備セシメナケレバナラヌト思フノアリマス、國法ニ無暗ニ人權ヲ蹂躪スルコトノ規定ヲ存シ、法ヲ執ル官僚ガ無暗ニ這般ノ人權ヲ蹂躪スルト云フ惡風ガアリマシテハ、到底國法ヲ重ンシ、自己ノ權利ヲ重ンシ、他人ニ對シテ義務ヲ守ルト云フ美風ヲ養成スルト云フコトハ出來ヌノアリマス、拘留、科料ト云フモノハ勿論輕微ナル形罰ハゴザイマスケレドモ、苟モニ二十日未満人ノ自由ヲ奪フノアール、苟モニ二十圓未満ノ人ノ財產ヲ奪フコロノ制裁ヲ加フルノアリマスカラシテ、縱令輕微ナル形罰ヲ科スル場合ニ於テモ、最モ其審理ノ手續ト云フモノヲ慎重ニシテ、縱令一人タリトモ間違ツクモノノ罰スルト云フコトノナイヤウニシナケレバナラヌノアリマスル、此ノ如クニ致シマスルト一般國民ハ成程權利ト云フモノハ重ンズベキモノノデアル、國法ト云フモノハ又尊ブベキモノノデアル、裁判ト云フモノ誠ニ有難イト云フ觀念ト云フモノヲ自然一般國民ノ頭ニ吹込ムコトが出来ルト思フノアリマス、裁判所ト云フ所ハ昔カラ司法省ハ絶海ノ孤島デアルト云フノテ、世間ノ空氣ナドノ吹入ラザル所ノヤウナ観念ガアルノアリマスケレドモ、申スマテモゴザイマセヌ、司法制度ト云フモノハ國ノ政治ニ最モ重要ナル機關アリマス、此制度ガ満足ニ行クカ行カヌカト云フコトハ、實ニ國家ノ一大事ト云ハナケレバナラス、勿論財政ノ整理モシナケレバナリマセズ、行政ノ刷新モ計ラナケレバナラヌノアリマスケレドモ、ソレト同時ニ此司法機關ト云フモノニ一大缺點ノナイヤウニ満足ニ運用スルコトヲ計ルト中ニ縱令一人タリトモ其所ヲ得ナイ者ガアリマシタナラバ、必ズヤ政治ノ上ニ何等カノ故障ノ生ズト云フコトハ申スマテモナイコトアリマスル、況ヤ私が統計ヲ擧ゲテ申シマシタ如云フ事柄ハ政治ニ局ニ當ル者ノ最モ注意シカレバナラヌ點デアリマス、何千万ノ國民ノニ不法ノ裁判ヲ受ケテニ甘シジテ居ナケレバナラバ、必ズヤ政治ノ上ニ何等カノ故モ服從スルニ及バヌト云フヤウナモノガ、年々歳々日本ノ國家ニ増加シテ終ニ自暴自棄ト云フコトニナルノアリマセウカ、實ニ國家ノタメニ寒心ニ堪ヘナインアリマス、若シ國家ノ裁決ニ不平ヲ懷クノ徒ト云フモノガ年々歳々増加シテ來テ、法律モ構ハナイ、裁判ニモ出スト云フコトニナツタナラバ、如何ナモノデゴザイマセウカ、危險思想云々ナドノコト

ヲ私ハ此演壇ニ於テ繰返スコトヲ屑ト致シマセヌガ、國民ノ間ニ國ノ政治ニ不満ナルモノアリ、國ノ裁判ニ服從セザル者ガアツテ、之ガタメニ自暴自棄ノ念ヲ起スモノガアリマシ

タナラバ、如何ニ内務省ガ宗教ノ力ニ依ツテ、ドウカ國民道德ヲ促シタイト云フコトヲ

御考ヘテアツテ、底ノ方カラドンク、危險思想ト云フモノが發生シテ行クト云フ一大危害ト如クテアツテ、云フモノガ、此所ニ伏在シテ居ルモノト、私ハ言ハナケレバナラヌト思フノデアリマス、實ニ

國ノ裁判ニ無理ノヤリ方ガアツテ其裁判ニ服從スルコトが出來ナイヤウナモノガ、國內アラコチラニ年々歲々二十万、五十万國民ノ中ニ増加シテ行クト云フコトニナリマスレバ、

チラコチラニ年々歲々二十万、五十万國民ノ中ニ増加シテ行クト云フコトニナリマスレバ、

形ヲ以テ其危險ト云フコトヲ茲ニ證明スルコトハ出來ヌノデアリマスケレドモ、其國政ニ

及ボストコロノ危險ハ容易ナラヌデアラウト云フ事柄ハ直ニ想像スルコトハ出來ル、問題

ト云フ事柄ハ今日ノ政治ノ下ニ於テ、憲法政治ノ精神ニ背クモノデアル、司法、行政ノ區

別ヲシナイモノデアルト云フノミニ止ラズ、犯罪人ヲ豫防スルト云フ刑事政策ノ上ニ於テ

モ、重大ナル關係ヲ持テ居ル案デアルト云フ事柄ハ容易ニ了解スルコトが出來ルデアラ

ウト思ヒマスル、斯様ナ次第ニアリマスルカラシテ、ドウゾ一ツ此違警罪即決例ヲ廢シテ、

十分ニ人權ヲ擁護スル途ヲ立テタイト云フノガ私ノ主眼デアリマス、諸般ノ政務ヲ刷新

致シマシテ、政治ノ面目ヲ改メテ、天下人心ヲ新ニシテ、國運ノ發展ニ伴ハントスルト云フノ

ガ、現内閣ノ施政ノ方針デアルサウデアリマスカラ、想フニ違警罪即決例ヲ廢シテ、十分

ニ、國民ノ權利ヲ擁護スルト云フコトハ立ロニシテ出來ルトコロノ問題デアリマスカラシテ、

現内閣ニ於テハ喜シテ此案ヲ迎ヘラレルデアラウト本員ハ信シテ疑ハヌノデアリマス、今

マデノ政府ガ此案ニ反対スル理由ニ依ルト、此案ヲ實行スルコトニナリマスト、裁判官ノ

人員モ増加シナケレバナラズ、從ツテ若干ノ經費ヲ増加スルコトニナルノデアルト云フケレ

ドモ、此ノ如キ惡法ヲ存シテ置イテ、ソレガタメニ却テ危險ナル分子ガ社會ニ年々增加シ

テ、ソレガタメニ犯罪ヲ増加スルヤウナ惡影響ガアルノデアリマスカラ、其惡影響ヲ根本カ

ヲ削去リマシタナラバ、寧ロ犯罪人ハ非常ニ減少スルデアラウト思フノデアリマス、犯罪人

減少ト云フコトニナリマスレバ、監獄費ヤ裁判ノ費用ト云フモノハ自然節減スルコトが

出來ルノデアリマスル、私ハ思フニ違警罪即決例ト云フモノハ全然廢止シテ、本員ノ提

出シタ如キ方法ニ依ツテ此裁判ヲ爲スト云フコトニナリマシタナラバ、此拘留、科料ニ處

ベキ真ノ犯罪人ト云フモノハ、恐クハ百分ノ一位ニナルト思ヒマス、四十五万ノ百分

ノ一ト申シマシタナラバ、全國ノ區裁判所ニ分ケテ之ヲ裁判スルコトニ致シマシタナラバ、

何ニモソレ程ニ事務が急ニ増加シテ、サウシテ非常ニ經費ヲ要サナケレバナラヌト云フコト

ハ決シテナインデアリマスル、右様ノ次第ニアリマシテ、拘留、科料ニ關スル裁判法案ナ

ド申シマスルト、名前が甚ダ不景氣ノ案デアリマスルケレドモ、其實ト云フモノハ憲法

政治ノ上ニ於テハ此ノ如キ惡制ト云フモノハ一日モ存立スルコトヲ許サナイモノデアリマ

スカラシテ、滿場ノ諸君ハドウグ此法案提出ノ理由ト云フモノヲ十分ニ諒トセラレテ、十

分ニ御審議ノ上、此案ノ成立スルコトニ御盡力アランコトヲ希望シテ止マナイノデアリマ

スル

○恆松隆慶君 本案ハ刑ノ執行猶豫ニ關スル法律案ト云フ 案ガ委員ニ付託ニナッテ

官報號外 明治四十五年三月一日 衆議院議事速記録第十四號 抽留資料ニ關スル裁判法案 第一讀會

居リマスカラ、其同一ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス
○議長(大岡育造君) 恒松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ 本案ハ刑ノ執行猶豫ニ關スル法律案ヲ付託シタル委員ニ委託スルコトニ決シマシタ、日程第二、關稅定率法輸入税表中改正法律案——武藤金吉君

第一 關稅定率法輸入税表中改正法律案(武藤金吉 第一讀會)

(武藤金吉君登壇)
君提出)

關稅定率法輸入税表中改正法律案

一七五 鹽化加里及硫酸加里

一 精製ノモノ 從 價 二 割

二 其ノ他 附 則

本法ハ明治四十五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

(武藤金吉君登壇)

○武藤金吉君 簡單ニ説明ヲ致シマス、此案ハ關稅定率法輸入税表中ノ百七十五「硫酸加里」、精製ノモノ從價一割一其他無稅斯ウ云フノガアリマス、是モ現在ノ國民ノ權利ヲ擁護スルト云フコトハ立ロニシテ出來ルトコロノ問題デアリマスカラシテ、單ニ違警罪即決例ノ問題デアリマスカラシテ、單ニ違警罪即決例ノ現存スル内閣ニ於テハ喜シテ此案ヲ迎ヘラレルデアラウト本員ハ信シテ疑ハヌノデアリマス、今マデノ政府ガ此案ニ反対スル理由ニ依ルト、此案ヲ實行スルコトニナリマスト、裁判官ノ人員モ増加シナケレバナラズ、從ツテ若干ノ經費ヲ増加スルコトニナルノデアルト云フケレドモ、此ノ如キ惡法ヲ存シテ置イテ、ソレガタメニ却テ危險ナル分子ガ社會ニ年々增加シテ、ソレガタメニ犯罪ヲ増加スルヤウナ惡影響ガアルノデアリマスカラ、其惡影響ヲ根本カヲ削去リマシタナラバ、寧ロ犯罪人ハ非常ニ減少スルデアラウト思フノデアリマス、犯罪人減少ト云フコトニナリマスレバ、監獄費ヤ裁判ノ費用ト云フモノハ自然節減スルコトが出來ルノデアリマスル、私ハ思フニ違警罪即決例ト云フモノハ全然廢止シテ、本員ノ提出シタ如キ方法ニ依ツテ此裁判ヲ爲スト云フコトニナリマシタナラバ、此拘留、科料ニ處ベキ真ノ犯罪人ト云フモノハ、恐クハ百分ノ一位ニナルト思ヒマス、四十五万ノ百分ノ一ト申シマシタナラバ、全國ノ區裁判所ニ分ケテ之ヲ裁判スルコトニ致シマシタナラバ、二百一十九番ノ別號ニ掲ゲザル藥劑化學藥及製藥ヲ適用シテ從價一割ヲ課シテアルト云フコトハ如何ニモ均衡ノ取レナイコトデアル、ソレデ斯様ニ直シマシテ硫酸加里ト鹽化加里ヲ同様ニ取扱フト云フコトハ、此肥料ノ原素トシテ此品物ハ獨逸カラ入ルモノニアリマスケレドモ、相當デアラウト思フノデアリマス、ソレカラ又此法律ヲ改正致シマシテモ、別段國庫ノ收入ニハ影響ハ少シモアラウトハ思ハナイノデアリマス、ソレテ詳シク申上ゲマシテモ宜シウゴザイマスガ、餘リ詳ク申上ゲヌテモ恐クハ政府ニ於テモ御同意デアルト私ハ信ズルノデアリマス、委員會ニ付託ニナリマシタナラバ、委員會ニ於テハ尙詳細ニ説明ヲ致ス積リテアリマス、其大要ヲ説明ヲ申上ゲタ次第ニアリマスカラシテ、宜シク御審議ノ上此案ノ成立ニナルコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 恒松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○恆松隆慶君 議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 御異議がナケレバ本案ハ讀長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス

○恒松隆慶君 此場合緊急動議ヲ提出致シマス、日程ヲ變更シテ、水道條例中改正法律案是へ既ニ早々過日提出ニナリマシタ各議員ノ方ニ印刷物ヲ配付ニナシテ居リマスカラ、ドウカ此場合之ヲ議題トセラレントラ望ミマス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 日程ヲ變更シテ、此場合水道條例中改正法律案ヲ議スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ日程ヲ變更シテ、水道條例中改正法律案ヲ議題ニ供シマス——井上角五郎君

水道條例中改正法律案

第一讀會

ヲ得ス但第八條ノ場合及必要ノ时限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ其費用ヲ義務者ヨリ徵收スルコトヲ得

第二十一條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ水道ノ布設ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

〔井上角五郎君登壇〕

○井上角五郎君 諸君、本案提出ノ理由ハ極メテ簡単アリマス、元來水道條例ハ市町村自ラ水道ヲ架設スルニアラザレバ、之ヲ許サナイト云フコトニナシテ居リマス、昨年當議會ニ於テ市町村以外ノ企業者ニモ亦水道架設ヲ許シテ宜カラウト云フコトニ法律ヲ改正致シマシタガ、其改正ハ餘ニ制限ガ無クテ、實際ニ行ハレマセヌ故ニ、之ヲ修正シテ實際ニ行ハル、ガ如ク、市町村以外ノ企業者ガ水道ヲ架設シ得ルコトノ出來ルヤウニシタトイ云フノガ、本案ノ趣意アリマス、斯ク致シマシタナラバ全國各地ノ多クノ水道架設ヲ希望シテ居ル者ガ、能ク其希望ヲ充タスコトが出來ルアラウト思ヒマス、ドウカ諸君ノ御贊成ヲ以テ速ニ通過スルコトヲ希望致シマス

○恒松隆慶君 本案ハ讀長指名九名ノ委員ニ付託セラレントラ希望致シマス
○議長(大岡育造君) 恒松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本案ハ讀長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ、日程第四(「第二」ト呼フ者アリ)唯今第二ガ一ツ殖ニマシタカラ之ヲ第四ト讀ンダノテス、豫メ日程ニ記載シテアル分ノ第二デス——高層氣象觀測所設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、渡邊千冬君

第三 高層氣象觀測所設置三關スル建議案(根本正君外一名提出)

高層氣象觀測所設置ニ關スル建議案

我國中央氣象臺及地方測候所ヨリ發スル天氣豫報及暴風警報ハ地上ニ存スル各地ノ氣象觀測ニ依テ之ヲ豫知スルニアルモ近年ノ研究ニ依レハ高低氣壓ハ大氣ノ高層ニ其ノ動源ヲ有スルモノニシテ其ノ進行及盛衰ハ高層ノ溫度濕度等ニ依リテ定マルモノナルコトハ疑ナシ故ニ單ニ地上ノ觀測ノミニ依頼セス高層ノ氣象ヲ觀測スルヲ得ハ暴風雨ノ發生モ其ノ以前ニ於テ之ヲ兆候ヲ認メ得ヘク從テ豫報警報ノ機ヲ逸シ又ハ的中ヲ誤ルカ如キコト少キニ至ルヘシ依リテ政府ハ速ニ高層氣象觀測所ヲ設置セラレントラ望ム

右建議ス

(渡邊千冬君登壇)

○渡邊千冬君 高層氣象觀測所設置ニ關スル建議案ノ提出ノ理由ヲ申上ゲマス、此案ハ既ニ議會ヲ通過シテ居ル案アリマシテ、其理由ハ極メテ明白デアルノアリマス、員ニ於テ之ヲ施行シ其費用ハ地方長官ノ指定シタル市町村ニ於テ之ヲ支辨スヘシ前項ノ買收價格ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ地方長官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十九條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ企業者ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ當該吏員ニ於テ之ヲ施行シ其費用ハ地方長官ノ指定シタル市町村ニ於テ之ヲ支辨スヘシ前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコト

第一讀會

ス、併ナカラ此案ノ價値ト云フモノハ獨リ是ニ止マラシテ、我國ノ如キ國產ノ多クガ天
產物デアル國ニ於キマシテハ、一タビ此高層氣象觀測所ヲ設置致シマスレバ、其國家ニ
及ボス效果ト云フモノハ極メテ偉大ナルモノガアルノデアリマス、現在ニ於キマシテモ天氣
豫報ト云フモノハアルノデアリマスケレドモ、其觀測ノ方法が極メテ幼稚デアリマスルガタメ
ニ、其豫報が餘リ的中シナインデアリマス、現在ノ方法ニ於キマシテハ學理上二十四時
間以前ニ於テ豫報スルコトニナシテ居リマスルガ、是モ甚ダ的中が覽東ナ
ノデアリマス、然ルニ此高層ノ氣象ヲ觀測致シマスレバ、四十時間以前ニ於テ氣象ノ豫
報ヲ致スコトが出來ル、左様ニナリマスレバ我國ノ如キ各種ノ農產物がアル國ニ於キマシ
テハ、極メテ國家ノタメニ多大ナル利益ヲ齎ラスノデアリマス、今日ニ於キマシテモ霜害ノ
豫防ノ如キハ既ニ其方法ハ完全ニ發達シ、明白ニナシテ居ルノデアリマスケレドモ、不幸
ニシテ氣象ノ豫報が出來ナイタメニ霜害ヲ防グコトが出來ナイノデアリマス、併ナガラ
タビ此高層氣象觀測所ト云フモノが設置セラレマスレバ、是等ノ害ヲ防グコトモ容易
ノコトデアラウト思フノデアリマス、今日世界中此高層氣象觀測所ヲ有シテ居ラナイノハ、
唯此日本一箇國デアルノデアリマス、歐羅巴、亞米利加等ノ文明國ニ於テハヨリ、西比利
アニア於モ埃及ニ於テモ、支那ニ於テモ、何レノ國ニ於テモ、此高層氣象觀測所ト云
フモノハアルノデアリマス、唯日本ニ於テノミ之ヲ缺イテ居ルノデアリマス、而シテ我日本
ハ氣象學上最モ必要ナルコロノ地位ニアルノデアリマシテ、既ニ先年獨逸ヨリハ氣象
觀測ノ機械ヲ我國ヘ寄贈致シマシテ、世界中此設置ノ無イノハ日本ダケナルガラ、ド
ウカ世界ノ氣象學ノタメニ之ヲ設置シテ貰ヒタイト言シテ、態々注意シテ參ツタ位ナノデ
アリマス、サウシテ其費用ハ極メテ僅カノモノデアリマシテ、サウシテ何十万圓、何百万圓
ノ損害ヲ防グコトが出來ルノデアリマスカラ、此案ノ值打ト云フモノハ、今更私ガ喋タスル
必要ハナイデアラウト思フノデアリマス、此ノ如ク此案ハ極メテ經濟的ナ、又極メテ文
明的ナ議案デアリマスカラシテ、ドウゾ願クハ直ニ即決可決セラレンコトヲ希望スル次第
テアリマス

○恆松隆慶君 本建議案ハ提出者ヨリ 説明セラレマシテ 明瞭ニナリマシテゴザイマス、
誠ニ必要ノ案デゴザイマスカラ委員ニ付託セズ、即決可決アランコトヲ希望致シマス
〔賛成タ々ト呼フ者アリ〕

○議長（大岡育造君） 本建議案ヲ採用スルコトニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（大岡育造君） 本建議案ハ可決致シマシタ、日程第四、鐵
道速成ニ關スル建議案——提出者江原節君

第四 鐵道速成ニ關スル建議案（江原節君外三名提出）

鐵道速成ニ關スル建議案

一 東北本線栃木縣下鹽谷郡寶積寺驛ヨリ分岐シ同縣下那須郡烏山町ニ至ル輕
便鐵道

右輕便鐵道ハ產業ノ發展ニ資シ交通ノ不備ヲ補フカ爲急設ヲ要スルモノト認ム政
府ハ速ニ調査ヲ遂ケ相當ノ處置ヲ採リ建設ニ著手アラムコトヲ望ム
右建議ス

○江原節君 極メテ簡単デスカラ自席ヨリ申上ゲマス、本建議案ノ要旨ハ東北本線
即チ上野驛ヨリ青森驛ノ中間栃木縣下鹽谷郡寶積寺驛ヨリ分歧シテ烏山マテノ輕便
鐵道、是ハ非常ナル交通上及地方ノ發達上必要ナルモノデアルが故ニ、速ニ其建設ニ著
手セラレタシト云フ趣旨デゴザイマス、内容ノ理由ハ建議書中ニモ書イテゴザイマス、又
其關係スベキ町村人口戸數及旅舍、物資等ノ關係ノ詳細ノ事柄へ相應ニ調査シタル
トコロノ調査ノ書類モゴザイマス、ソチ一々申上ケマスルコトハ甚ダ諸君ノ御耳ヲ煩ハス
譯ニナリマスカラ、是ハ參考ノ書類トシテ速記録ニ御添付ヲ願ヒマスンヲ以テ説明ニ代
ヘマス

〔参照〕

地方狀況調

一 寶積寺烏山間沿道ノ狀況

本線路約十三哩ハ東北本線寶積寺驛ヨリ岐レ鹽谷郡及ヒ那須郡ノ一部ヲ經テ
烏山町ニ達ス其鹽谷郡ニ屬スル約五哩ハ平坦ニシテ殆ト水田ノ間ヲ通過ス此地
方ハ高根澤郷ト稱シ本縣有數ノ產米地タリ那須郡ニ屬スル部分ハ丘陵起伏スル
モ地味肥沃ニ住民稍密ナルヲ以テ耕耘周ク達シ各種農產及林產物アリ即チ沿
道ハ總テ農村ニシテ其生產物ハ別紙調書ノ通リトス

一 烏山町ノ狀況

本町ハ戸數千百餘戸ノ内十分ノ八ハ商工業者ナルヲ以テ金融機關トシテ銀行
二箇所ヲ有シ地方物貨集散ノ市場タリ
教育機關トシテ中學校一校アリ四十三年四月開校シ現在生徒數二百餘名アリ
工場ノ重ナルモノハ六箇所ニシテ男女職工一千二百人ヲ使役ス
官衙ハ專賣交局出張所專賣局製造所支所警察分署區裁判所出張所郵便局
(電信電話取扱)アリ

產業ハ商工業者九百戸就中其重ナルモノハ煙草及和紙ナリトス
造共ニ政府ノ經營ニ屬ス和紙ハ附近町村民ノ生產スル所ニシテ本町ニ同業組合
事務所ヲ設ケテ製產ノ改良發達ヲ計リツアリ本業ハ古來家内工業ノミナリシニ
近頃工場組織トナスノ傾向ニ進ミ本町ニハ既ニ二箇所ノ工場設置セラレ尙漸次
増設セラレントス

一 關係地域ノ狀態

寶積寺烏山間交通機關布設ニヨリ多大ノ利便ヲ受クヘキ地域ハ別紙記載ノ二
十三箇町村ニ亘リ何レモ農產發達シテ米麥煙草等ヲ主產物トン和紙蒟蒻粉楮
皮陶器等ノ特產アリ且山林ニ富ムヲ以テ木材薪炭ノ產出頗ル多額ナリトス其產
額ハ別紙調書ノ通リナルモ從來交通不便ニシテ多額ノ運賃ヲ要スル爲メ遠ク各
地ニ充分ノ販路ヲ開ク能ハス爲ニ生產ノ發達ヲ阻害セラレ居ルノ狀態ナルヲ以テ
一朝烏山町ニ鐵道ノ開通センカ地方ノ一帶ノ生產力ハ頓ニ發展シテ從來ニ幾倍

茨城縣	那珂郡	龍郷村	六六五	四、五六四	四、二七六
	八里村	五三二	四、一四二		
	小瀬村	五五八	三、六三一		
	檜澤村	四九五	二、九九四		
				總計	一五〇二七一〇八、三一六

同縣	久慈郡	大子町	七一〇	四、二七六
	依上村	四八五	二、九一	

○恒松隆慶君 本建議案ハ曩ニ北海道拓殖經營ニ關スル建議案ガ委員ニ付託シテアリマス、其委員ニ此案ヲ付託セラレントヲ望ミマス
○議長(大岡育造君) 恒松君ノ御動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ本建議案ハ北海道拓殖經營ニ關スル委員會付託スルコトニ可決致シマシタ、日程第五、農業金融ニ關スル建議案、恒松隆慶君

第五 農業金融ニ關スル建議案(恒松隆慶君外九名提出)

農業金融ニ關スル建議案

農業金融ニ關スル建議

從來農村ノ金融圓滑ヲ缺キ金利亦頗ル高ク農民ノ土地抵當債務ノミヲ計上スルモ七億圓以上ノ巨額ニ達ス此ノ短期高利ノ債務ハ容易ニ之ヲ償還スルノ途ナク却ア益增加スルノ狀アリ是レ或ハ農民負擔ノ過重ト農家經濟ノ宜シキヲ得サルトニ起因スヘシト雖畢竟農業金融ニ關スル政策ノ盡サルニ依ラズムハアラス

今ヤ農村ノ發達ト農家經濟ノ整理トハ實ニ國家ノ根本的重要問題ナリ政府ハ曩ニ勸業農工等ノ特殊銀行ヲ設ケ或ハ產業組合ヲ獎勵シ或ハ低利資金ノ貸付ヲ爲サシムル等各種ノ方策ヲ講シタルモ未タ其ノ目的ノ一半ヲモ達スルニ至ラス動モスレハ却ア之ヨリ遠ザカラムトスルモノアルハ本院ノ深ク遺憾トスル所ナリ須ク適當ナル機關ニ依リテ潤澤ナル資金供給ノ途ヲ開クニ非サレハ到底本問題ヲ解決シ得サルモノト認ム政府ハ宜シク意ヲ茲ニ致シ農業金融ニ關スル調査ヲ遂ケ少クトモ左記各項ニ對シテハ速ニ實行ノ方法ヲ講セラレムコトヲ望ム

一預金ノ運用若ハ其ノ他ノ方法ニ依リ一層低利資金ノ供給ヲ潤澤ナラシムルコト講シ資金融通ヲ容易ナラシムルコト

右建議ス
(恒松隆慶君登壇)

○恒松隆慶君 本日程ニ上ツテ居リマス農業金融ニ關スル建議案ノ大體ノ説明ヲ極

ク簡單ニ申述ベマシテ、諸君ノ御同情ヲ得タイト思ヒマス、是ハ從來農村ノ金融が未

ダ圓滿ヲ缺キマシテ、金利頗ル高キガタメニ農民ノ土地擔保トシテ債務ニ計上致シ居ルモノガ、七億万圓以上ト云フ今日巨額ニ上ツテ居ルヤウナ有様デアリマス、容易ニ此債務ヲ償還スルノ途ガナインデ、殊ニ地方ニハ困シテ居リマス、却ア債務が増加スル傾ガアルノアリマス、是等ハ畢竟スルニ農民ノ負擔ノ過重トカ、或ハ農事經營ノ宜シキヲ得ザルトカ、何カが原因スルコトデアラウト思ヒマス、又政府ハ既ニ此議會ノ意思モ容レマシテ、勸業銀行、農工銀行等ニモ亦產業組合等ニモ獎勵致シマシテ、幾分ノ低利ノ貸付ノ途ヲ開イテアリマスガ、未ダ之ヲ以テ完全ト認メラレナイノアリマス故ニ、此農業

金融ニ關シテハ十分ニ調査ヲ遂ケラレ、相當ノ計畫ヲ設ケテ貴ヒタイト云フコトハ吾々が希望スルトコロデアリマス、此希望ノ要點ハ茲ニ一ツゴザイマス、先ツ預金ノ運用其他ノ方法ニ依シテ一層低利ノ資金ノ供給ヲ潤澤ナラシムルコト、又特殊銀行又ハ特ニ適當ナル機關ヲ設ケ、之ヲシテ資金運用ニ關スル便法ヲ講ゼシメ、資金ノ融通ヲ容易ナラシムコト、云フ希望デアリマス、是ハ現在耕地整理トカ、產業ノ組合トカニ向シテ約一千万圓、ソレカラ此地方團體ニ貸付金が内務省ガテ一千万圓、都合一千万圓是等ニ向シテノ運用ガアリマスケレドモ、是デハ十分ト認メラレマセヌカラ、相成ベクハ三千万圓位ノ資本が運轉スルコトニナリマシタ、幾分カ潤澤ノ途ニナルデアラウカ、又現在勸業銀行ナリ農工銀行ナ貸付ケルモノハ多ク對物貸付デアリマス、擔保ナドヲ取リマス、是ハナカニ_く貸付モムツカシウゴザイマス、借手モムツカシイ、是等ノコトハ特ニ產業組合ノ銀行トカ云フヤウナ機關ヲ設ケテ、對人貸付ノ方法ヲ開クトカ、擔保ニ依ラズシテ便法ノ貸付ヲシテ、高利ノ金ヲ低利ノ金ト借換サセルヤウナ便法ヲ設ケテ、農村ノ發達、農家ノ經濟ヲ整理セシムルノガ、實ニ國家根本的重要ノ問題ナリト信シマス、是等ノコトハ免ニ角委員ニ付託シテ十分政府ト交渉ヲ致シマシテ、而シテ相當ノ計畫ヲ立テラレタガ宜カラウト云フ考デ、大體ハ此建議案ニ詳シク書イテゴザイマスルカラ、ドウカ改メテ希望致シマスガ、此案ハ特ニ議長指名九名ノ委員ニ託セラレマシテ、サウシテ(拍手笑聲起ル)十分審議ノ上可決セラレムコトヲ併セテ希望致シテ置キマス

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(大岡育造君) 恒松君が説明ノ後、更ニ委員付託ノ動議ヲ御提出ニナリマシタガ、之ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ致シマス、日程第六、鐵道建設ニ關スル建議案、提出者根本正君

第六 鐵道建設ニ關スル建議案(根本正君外八名提出)

鐵道建設ニ關スル建議案

鐵道建設ニ關スル建議

一茨城縣下水戸ヨリ分岐シ福島縣下白河及郡山方面ニ接續スル鐵道右ハ產業ノ發達交通ノ不備ヲ補フ爲必要ニシテ且奥羽線及岩越線ト水戸線ト連絡上必要ナリト認ムニ依リ政府ハ速ニ調査ヲ遂ケ相當ノ處置ヲ採ルヘシ

(根本正君登壇)

○根本正君 本鐵道ハ茨城縣下水戸ヨリ分岐シ那珂郡瓜連、大宮、山方、及久慈

郡上下小川、袋田、大子ヲ貫通シテ福島縣下下東白河郡、棚倉、石川郡石川ヲ經テ白河及郡山方面ニ達スル鐵道敷設ノ建議案ヲサザイマス、本建議案ハ昨年モ提出致シマシテ、諸君ノ御賛成ヲ得マシテ、通過致シマシタノアリマスガ、益々此鐵道ノ敷設ノ必要ナルコトヲ感シマシテ、速ニ本線ノ建設ニ着手シタイト云フ建議案アリマス、此線路ハ四十五哩間ノ間ニハ鐵道ガアリマセヌデス、此地方ハ非常ニ煙草ノ出來ル處デ、大

宮町ト云フ處ニ收納所ガアリマス、又大子町ニモ收納所ガアル、又福島縣ノ白河町ニモ收納所ガアル、斯ウ云フ風ニ農產ニ於キマシテハ、小麥其他總テノ農產ガアルノミナラズ、非常ニ煙草ノ生産力ト云フモノガ多額ニ上シテ居ルノテアリマス之ニ附加ヘマシテ此地方ニハ八溝山ト云フ山ガアリマシテ、此山ハ茨城縣、栃木縣、福島縣ト二縣ニ亘テ居ルトコロノ山ア、官林バカリモ一万五千町歩モアルト云フヤウナ譯テ、森林鬱々トシテ居リマシテ、大層ニ此板或ハ炭其他ノ物產が出マス、或ハ煙草ノミナラズ、蒟蒻、紙ト云フヤウナ物モ出テ居リマス、殊ニ諸君ニ御記憶ヲ願ヒタイコトハ、此棚倉テアリマス、此棚倉町ハ福島縣ニ於テハ最モ重要ナル町デアリマシテ、毎日百五十車ヅ、ノ荷物ガ東京ヘ出マス、所ガ四十五哩間ニ鐵道ガアリマセヌノミナラズ、此棚倉町ヨリ東京ヘ出ス百五十車ノ荷物ヲ北ヘ持ツテ行カナケレバラヌ、所謂白河停車場ヘ持ツテ行クノデアリマス、是が即チ十二哩北ヘ行ツテ、又十一哩南ニ戻ルト云フヤウナ譯テ、日々百五十車ノ荷物ガ二十四哩ア、餘計ニ歩ルクコトニナシテ居リマス、是ハ唯ニ棚倉町ノ一ツノ例ヲ舉ゲタノデアリマシテ、其他茨城縣ニ於ケルトコロノ大子町邊ノ荷物モ亦非常ナルモノデアリマシテ、四十五哩ノ處ニ鐵道ガアリマセヌ故ニ、此物產發開ニ付テ非常ニ困難ヲ致シテ居ルノデアリマス、又此地方ニ鐵道ガ出來マスルナラバ、啻ニ此農產或ハ林產ノミナラズ、鐵物ニ於テモ非常ニ開發ヲスル譯ニナルノデアリマス、此茨城縣ノ那珂郡山方村ト云フ處ニ於テハ、金山ガ近來一ツ發見サレマシタ、實際今日一箇所ニ於テ毎日金ヲ掘ツテ之ヲ出シテ居リマスケレドモ、如何ニセン交通不便ナルガタメニ、石炭ノ運搬ニモ困ツテ、僅ニ水車ヲ以テ之ヲ製シテ居ルト云フ實ニ小規模ニナシテ居リマス、又久慈郡ノ大子町地方ニハ金山ガ七ツアリマス、是ハ昔佐竹時代ニ金ヲ掘ッタ跡アリマジテ、全ク手掘ノ金山デ、甚ダ小規模デアリマス、併ナガラ此邊ニ鐵道ガ開ケタナラバ此七ツノ金山ト云フモノハ大ニ開發サレル所以テアリマス、是ハ非常ニ此農產、山林、鐵物等ヲ開發スルニ付テ、最モ必要ナル線路ヲアッテ、尙今日我日本帝國ニ於キマシテ、十五六億万圓ノ外債モアル場合ニ於キマシテハ、是非此金山ヲ發見スル必要ガアラウト思フノデアリマス、亞米利加ノ今日ノ發展ハ七十年前ニ「カリボルニヤ」洲ノ金山ガ發見サレテヨリ以來、今日非常ニ開發ヲシタノデアリマスカラ、ドウカ諸君ノ御贊成ヲ得マシテ、此水戸ヨリ福島縣下白河郡山ニ達スルトコロノ鐵道ハ鐵道中最モ緊要ナル鐵道ニアリマスカラシテ、速ニ著手シテ之ヲ遂行セラレシコトヲ御協賛ヲ願ヒマス

○平島松尾君

質問ガアリマス

○議長(大岡育造君) 平島松尾君

○平島松尾君 チヨット提出者ニ伺ヒタイ、此水戸ヨリ分岐シテ白河及郡山方面トア

リマスガ、此白河ト郡山ト兩方ニ是ハ通ズルト云フ趣意デアリマスカ

○根本正君 御答ヲ致シマス、此線路ニ付キマシテハ昨年九月十二日ヨリ鐵道院ニ

於キマシテハ最モ必要ナル線路トシテ踏査モサレ又十月十四日ヨリ今月ノ十四日マテ掛ツテ測量ヲサレタヤウニ思ハレマス、然ルトコロ此建議案ハ昨年白河ト云フコトヲ建議致シマシテ、併ナガラ此大體ノ地方ヨリ通ルノ測量ノ上經濟ニシテ、且國家ニ最モ利益アル線路ヲ選シテ譯デアリマスカラシテ、白河ヘ著スルカ、或ハ郡山ヘ著スルカハ、測量ノ

上議シ日國家ノダメニ最モ利益アル處ヲ選ブモノデアリマス、恐ラクハ此白河及郡山ノ間

ニ須賀川ト云フ所ガアリマスガ、或ハ其邊モアラウカト推測モ出來マスカラ、白河或ハ郡山ト云フ方面ヲ示シテ、其最モ國家ニ利益アル處ニ敷設スルノデアリマスカラ、是ニテテ居ルトコロノ山ア、官林バカリモ一万五千町歩モアルト云フヤウナ譯テ、森林鬱々トシテ居リマシテ、大層ニ此板或ハ炭其他ノ物產が出マス、或ハ煙草ノミナラズ、蒟蒻、紙ト云フヤウナ物モ出テ居リマス、殊ニ諸君ニ御記憶ヲ願ヒタイコトハ、此棚倉テアリマス、此棚倉町ハ福島縣ニ於テハ最モ重要ナル町デアリマシテ、毎日百五十車ヅ、ノ荷物ガ東京ヘ出マス、所ガ四十五哩間ニ鐵道ガアリマセヌノミナラズ、此棚倉町ヨリ東京ヘ出ス百五十車ノ荷物ヲ北ヘ持ツテ行カナケレバラヌ、所謂白河停車場ヘ持ツテ行クノデアリマス、是が即チ十二哩北ヘ行ツテ、又十一哩南ニ戻ルト云フヤウナ譯テ、日々百五十車ノ荷物ガ二十四哩ア、餘計ニ歩ルクコトニナシテ居リマス、是ハ唯ニ棚倉町ノ一ツノ例ヲ舉ゲタノデアリマシテ、其他茨城縣ニ於ケルトコロノ大子町邊ノ荷物モ亦非常ナルモノデアリマシテ、四十五哩ノ處ニ鐵道ガアリマセヌ故ニ、此物產發開ニ付テ非常ニ困難ヲ致シテ居ルノデアリマス、又此地方ニ鐵道ガ出來マスルナラバ、啻ニ此農產或ハ林產ノミナラズ、鐵物ニ於テモ非常ニ開發ヲスル譯ニナルノデアリマス、此茨城縣ノ那珂郡山方村ト云フ處ニ於テハ、金山ガ近來一ツ發見サレマシタ、實際今日一箇所ニ於テ毎日金ヲ掘ツテ之ヲ出シテ居リマスケレドモ、如何ニセン交通不便ナルガタメニ、石炭ノ運搬ニモ困ツテ、僅ニ水車ヲ以テ之ヲ製シテ居ルト云フ實ニ小規模ニナシテ居リマス、又久慈郡ノ大子町地方ニハ金山ガ七ツアリマス、是ハ昔佐竹時代ニ金ヲ掘ッタ跡アリマジテ、全ク手掘ノ金山デ、甚ダ小規模デアリマス、併ナガラ此邊ニ鐵道ガ開ケタナラバ此七ツノ金山ト云フモノハ大ニ開發サレル所以テアリマス、是ハ非常ニ此農產、山林、鐵物等ヲ開發スルニ付テ、最モ必要ナル線路ヲアッテ、尙今日我日本帝國ニ於キマシテ、十五六億万圓ノ外債モアル場合ニ於キマシテハ、是非此金山ヲ發見スル必要ガアラウト思フノデアリマス、亞米利加ノ今日ノ發展ハ七十年前ニ「カリボルニヤ」洲ノ金山ガ發見サレテヨリ以來、今日非常ニ開發ヲシタノデアリマスカラ、ドウカ諸君ノ御贊成ヲ得マシテ、此水戸ヨリ福島縣下白河郡山ニ達スルトコロノ鐵道ハ鐵道中最モ緊要ナル鐵道ニアリマスカラシテ、速ニ著手シテ之ヲ遂行セラレシコトヲ御協賛ヲ願ヒマス

○平島松尾君 サウスルト「及」ト云フ字ハ「若クハ」「或ハ」ト云フ意味ニ解釋シテ宜イテスカ

○根本正君 思召シノ通ニ解释シテ宜シウゴザイマス

○恆松隆慶君 本建議案モ總テ斯ウ云フ類ハ北海道拓殖經營ニ關スル建議案ノ委員ニ付託スルコトニナシテ居リマスカラ、本案モ其委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 恒松隆慶君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本建議案モ北海道拓殖經營ニ關スル建議案ノ委員會ニ付託スルコトニ可決致シマシタ、日程第七、神社行政統一ニ關スル建議案、提出者早川龍介君

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本建議案モ北海道拓殖經營ニ關スル建議案ノ委員會ニ付託スルコトニ可決致シマシタ、日程第七、神社行政統一ニ關スル建議案、提出者早川龍介君

○議長(大岡育造君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本建議案モ北海道拓殖經營ニ關スル建議案ノ委員會ニ付託スルコトニ可決致シマシタ、日程第七、神社行政統一ニ關スル建議案、提出者早川龍介君

ニ須賀川ト云フ所ガアリマスガ、或ハ其邊モアラウカト推測モ出來マスカラ、白河或ハ郡山ト云フ方面ヲ示シテ、其最モ國家ニ利益アル處ニ敷設スルノデアリマスカラ、是ニテテ居ルトコロノ山ア、官林バカリモ一万五千町歩モアルト云フヤウナ譯テ、森林鬱々トシテ居リマシテ、大層ニ此板或ハ炭其他ノ物產が出マス、或ハ煙草ノミナラズ、蒟蒻、紙ト云フヤウナ物モ出テ居リマス、殊ニ諸君ニ御記憶ヲ願ヒタイコトハ、此棚倉テアリマス、此棚倉町ハ福島縣ニ於テハ最モ重要ナル町デアリマシテ、毎日百五十車ヅ、ノ荷物ガ東京ヘ出マス、所ガ四十五哩間ニ鐵道ガアリマセヌノミナラズ、此棚倉町ヨリ東京ヘ出ス百五十車ノ荷物ヲ北ヘ持ツテ行カナケレバラヌ、所謂白河停車場ヘ持ツテ行クノデアリマス、是が即チ十二哩北ヘ行ツテ、又十一哩南ニ戻ルト云フヤウナ譯テ、日々百五十車ノ荷物ガ二十四哩ア、餘計ニ歩ルクコトニナシテ居リマス、是ハ唯ニ棚倉町ノ一ツノ例ヲ舉ゲタノデアリマシテ、其他茨城縣ニ於ケルトコロノ大子町邊ノ荷物モ亦非常ナルモノデアリマシテ、四十五哩ノ處ニ鐵道ガアリマセヌ故ニ、此物產發開ニ付テ非常ニ困難ヲ致シテ居ルノデアリマス、又此地方ニ鐵道ガ出來マスルナラバ、啻ニ此農產或ハ林產ノミナラズ、鐵物ニ於テモ非常ニ開發ヲスル譯ニナルノデアリマス、此茨城縣ノ那珂郡山方村ト云フ處ニ於テハ、金山ガ近來一ツ發見サレマシタ、實際今日一箇所ニ於テ毎日金ヲ掘ツテ之ヲ出シテ居リマスケレドモ、如何ニセン交通不便ナルガタメニ、石炭ノ運搬ニモ困ツテ、僅ニ水車ヲ以テ之ヲ製シテ居ルト云フ實ニ小規模ニナシテ居リマス、又久慈郡ノ大子町地方ニハ金山ガ七ツアリマス、是ハ昔佐竹時代ニ金ヲ掘ッタ跡アリマジテ、全ク手掘ノ金山デ、甚ダ小規模デアリマス、併ナガラ此邊ニ鐵道ガ開ケタナラバ此七ツノ金山ト云フモノハ大ニ開發サレル所以テアリマス、是ハ非常ニ此農產、山林、鐵物等ヲ開發スルニ付テ、最モ必要ナル線路ヲアッテ、尙今日我日本帝國ニ於キマシテ、十五六億万圓ノ外債モアル場合ニ於キマシテハ、是非此金山ヲ發見スル必要ガアラウト思フノデアリマス、亞米利加ノ今日ノ發展ハ七十年前ニ「カリボルニヤ」洲ノ金山ガ發見サレテヨリ以來、今日非常ニ開發ヲシタノデアリマスカラ、ドウカ諸君ノ御贊成ヲ得マシテ、此水戸ヨリ福島縣下白河郡山ニ達スルトコロノ鐵道ハ鐵道中最モ緊要ナル鐵道ニアリマスカラシテ、速ニ著手シテ之ヲ遂行セラレシコトヲ御協賛ヲ願ヒマス

○平島松尾君 サウスルト「及」ト云フ字ハ「若クハ」「或ハ」ト云フ意味ニ解釋シテ宜イ

○根本正君 思召シノ通ニ解释シテ宜シウゴザイマス

○恆松隆慶君 本建議案モ總テ斯ウ云フ類ハ北海道拓殖經營ニ關スル建議案ノ委員ニ付託スルコトニナシテ居リマスカラ、本案モ其委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 恒松隆慶君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本建議案モ北海道拓殖經營ニ關スル建議案ノ委員會ニ付託スルコトニ可決致シマシタ、日程第七、神社行政統一ニ關スル建議案、提出者早川龍介君

○議長(大岡育造君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本建議案モ北海道拓殖經營ニ關スル建議案ノ委員會ニ付託スルコトニ可決致シマシタ、日程第七、神社行政統一ニ關スル建議案、提出者早川龍介君

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ 本建議案ハ曩ニ神社崇敬ニ關スル建議案ヲ付託シタル委員會ニ付託スルコトニ可決致シマシタ、日程第八、直江津開港ノ建議案、提出者水品平右衛門君外四名提出)

第八 直江津開港ノ建議案(水品平右衛門君外四名提出)

直江津開港ノ建議案

直江津ハ帝國主都ノ後門ニ當リ露清貿易ノ基點タル地位ニ在リ殊ニ近年陸上交通機關ノ設備ハ此ノ地ヲ聯絡上ノ要地トシテ各方面ヨリ聚中シ來リ自然ニ商業取引ノ中心點タラシムモノ有り爲ニ外國出入ノ貨物ハ年々俱ニ増加シ現實日本海ニ面スル他ノ開港地ニ比シ遙色無キ統計ヲ示スニ至レリ然ルニ此ノ地未タ開港ニ至ラサルヲ以テ税關ノ手續上貨物船ヲ他ノ開港地ニ寄航セシメサルヘカラサル爲航路ノ變更ヲ要スル等無用ノ日子ト費用ヲ徒消セシメテ海運界ニ多大ノ損失ヲ與フル結果ハ輸出入品ニ少カラサル惡影響ヲ及ボシ延テ地方殖產興業ノ進路ヲ阻止スルコト鮮カラス依テ政府ハ速ニ之ヲ開港シテ輸出入上ニ横ハレル一大障碍ヲ除キ以テ地方開發ノ進路ヲ啓キ國家富強ノ資ニ供スルアラムコトヲ望ム

右建議ス

(水品平右衛門君登壇)

○水品平右衛門君 簡單ニ建議ノ趣意ヲ説明致シマス、直江津ハ日本海沿岸ニ於ケル最モ樞要ノ港デゴザイマス、即チ前面ニ於キマシテ海ヲ隔テ、露西亞ト相對シ、一面ニ清國ト相應ズル、此露清兩國ニ對シテハ貿易上最モ至便ノ地位ヲ占メテ居ルノデゴザイマス、加フルニ此後方ニハ最モ生産力又購買力ニ富ンテ居リマスルトコロノ越後、信州、甲州、常武地方ヲ控ヘテ居リマシテ、此方面ニ需用致シマスルトコロノ肥料、若クハ外國米其他大豆ノ類ハ多ク此直江津港ヨリ輸入致スノデゴザイマス、即チ最近ノ統計ニ依リマシテモ明治四十三年ノ調査が七十五万圓、ソレカラ四十四年ノ調査が九十六万圓、即チ百万圓近クニ上ダテ居リマスル、他ノ餘り振ヒマセストコロノ開港地ヨリハ遙ニ多キ統計ヲ示シテ居ルノデゴザイマス、殊ニ此地ハ近年陸上運輸交通ノ機關が非常ニ開ケマシタ結果、一方信越線及北越線ノ聯絡點ニナシテ居リマス、又更ニ近ク本年中ニ開通ニナリマスルトコロノ富直線モ此地ニ於テ聯絡スルコトニナシテ居リマスルカラ、自然此海陸雙方ノ聯絡上此方面ノ商業上ノ中心ニナリマシテ、此港ニ依シテ輸出入ノ貿易ヲナスコトガ、一層頻繁ニナラウト云フ實況ヲ呈シテ居ルノデゴザイマス、然ルニ此直江津ハ此ノ如キ地理的景勝ノ好イ地ヲ占メテ居リナガラ、尙不開港デアルノデアリマス、開港地ニナシテ居リマセヌマニ、此地ニ輸入スルトコロノ貨物船ハ總テ門司デアルトカ、或ハ小樽デアルトカ、其他ノ開港地ヲ經由スルタメニ、航路變更上少ナカラス時日ト出計ナ費用ヲ要スルノアリマス、之ガタメニ此商人ノ受クルトコロノ損害ト云フモノハ少ナクナインデゴザイマス、又税關地ヨリ直江津ニ到ル納稅額ニ對スル割増金ノ保險料モ出サナケレバナラスト云フ不利益モアルノデアリマス、ソレカラ開港納金後、直江津ニ到着致

シマシタ後、品物ノ損傷ヲ發見致シマシタ場合ニ於テモ更ニ免稅ヲ求ムルノ方法ガナイト云フヤウナ實際ニナシテ居ルノデゴザイマス、旁此ノ如キ景勝ノ地、便利ノ地ニアリナガラ開港地ニアリタメニ、非常ナ不利益ヲ被シテ居ル、其不利益損害ハ詰リ其貨物主其人ノ損害ノミニ止マラズシテ、多ク此品物ヲ需用スルトコロノ甲信、越後、常武地方ノ需用者ニ及ブノデゴザイマス、殊ニ此輸入品ノ中ニハ此日本ノ國產ノ首位ヲ占ムルトコロノ生絲ノ源泉ヲナストコロノ桑ノ肥料等モ最モ多キヲ占メテ居ルノデゴザイマシテ、此土地ノ直江津ノ開港シ得ザルタメニ受クルトコロノ直接間接ノ不利益ト云フモノハ非常ナモノアゴザイマス、此ノ如キ實況ニアリマスルガ故ニ、地方ノ縣會若クハ商業會議所等ニ於キシテハ、切ニ此不便ヲ感シマシテ、屢々決議ヲ致シテカラニ其筋三上書建白等ヲ致シタコトモアルノデゴザイマス、近クハ本院ニ對シマシテモ數回ノ請願ヲ致シマシテ、何時モ採擇ニナシテ居リマスルノデゴザイマスルガ、政府ハ未タ此地ニ稅關ヲ設クルコトニ至リマセヌノア、甚ダ地方ノ開發上ニ障碍ヲ與ヘテ居ルノデゴザイマス、成程之ヲ開港スルニ付テハ稅關其他ニ付、多少ノ費用ハ要シマスルケレドモ、併シ之ガタメニ開港後ニ受クルトコロノ利益ヲ計算致シマスレバ――豫測致シマスレバ決シテ些々タル關稅ノ費用――稅關設置ノ費用位ニハ代ヘラレナイ、大ナル利益ガアラウト信ズルノデゴザイマス、即チ先づ開港後ノ實際ヲ豫想致シマスレバ、之ヲ開港ト同時ニ「カムサツカ」及「ニコライスク」方面ニ向シテ米穀及雜貨若クハ野菜類ノ輸出ハ非常ニ多カラウト思フノデゴザイマス、又彼ノ地カラ輸入スル品物モゴザイマセウ、即チ此開港ト同時ニ此方面ニ向シテ一ツノ新シイ貿易上ノ進路ヲ開クトコロノ利益ガアルノデゴザイマス、尙追々開發致シマストコロノ朝鮮ノ農產物若クハ肥料ノ類モ直接ニ此港ヲ經テ甲信地方若クハ越後方面ニ入ルノデゴザイマスルカラ、此方面ハ開港ト同時ニ非常ニ低廉ナル――現在ニ比シテ非常ニ低廉ナル總テノ物資ヲ需用スルコトガ得ルノデアリマスルカラ、其結果ハ地方ノ殖產上、生產上ニ非常ノ公益ヲ及ボスノデゴザイマスルカラ、願クハ此陸地交通運輸機關ノ進歩ト共ニ一面此地ヲ開港致シマシテ、サウシテ地方ノ富源ヲ開發スルコトニ致シタイ希望ヨリ此建議ヲ提出致シマシタ次第ゴザイマス、何卒御贊同ヲ切ニ希望致シマス

○恆松隆慶君 本建議案ハ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長(大岡育造君) 恒松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ 本建議案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ……日程第九、七尾灣築港ニ關スル建議案、提出者戸水寛人君ヲナスコトガ、一層頻繁ニナラウト云フ實況ヲ呈シテ居ルノデゴザイマス、然ルニ此直江津ハ此ノ如キ地理的景勝ノ好イ地ヲ占メテ居リナガラ、尙不開港デアルノデアリマス、開港地ニナシテ居リマセヌマニ、此地ニ輸入スルトコロノ貨物船ハ總テ門司デアルトカ、或ハ小樽デアルトカ、其他ノ開港地ヲ經由スルタメニ、航路變更上少ナカラス時日ト出計ナ費用ヲ要スルノアリマス、之ガタメニ此商人ノ受クルトコロノ損害ト云フモノハ少ナクナインデゴザイマス、又税關地ヨリ直江津ニ到ル納稅額ニ對スル割増金ノ保險料モ出サナケレバナラスト云フ不利益モアルノデアリマス、ソレカラ開港納金後、直江津ニ到着致

右建議ス

第九 七尾灣築港ニ關スル建議案

(法學博士戸水寛人君登壇)

日本海沿岸ニ於ケル天然ノ良港灣タル能登國七尾ノ築港ヲ急設セラレムコトヲ望ム

右建議ス

七尾灣築港ニ關スル建議案

(法學博士戸水寛人君 諸君、七尾灣築港ニ關スル建議案、此提出ノ理由ヲ申上

ケタイノアリマス、日清戰爭、日露戰爭、此二ツノ戰役ノ結果ハ日本が海外ニ國威ヲ宣揚スルコトガ出來タノミナラズ、直接ニ日本ノ勢力ヲ亞細亞大陸三發展セシムルコトガ出来タノアリマス、サウナリマスト云フト此日本ノ中テモ北日本、裏日本ト云フヤウナモノ、日本ニ於テアハ此北日本ノ灣港ヲ大ニ改良シナケレバナラスト云フコトニナルノアリマス、其灣港ノ中ニハイローアリマスケレドモ、能登ノ七尾ノ灣ノ如キハ今日大ニ改良ヲ要スルト考ヘマス、地圖ヲ繕イテ一覽致シマシテモ、七尾灣ト云フ所ノ狀況ハ略々想像ガ出來ルノアリマスガ、灣ガ廣クテ水ガ深イ、此ノ如キ灣ハ餘り餘計ニ無イ、然ルニ是マテ此七尾灣ガ格別用ヲ爲サナカッ原因ヲ申シマスト云フト、七尾灣ノ入口ニハ幾多ノ暗礁ガアツタノデス、ソレデ石川縣ニ於テハ近頃此暗礁ヲ取除ケネバナラスト云フノア、縣費ヲ以テソレヲ取除ケツ、アル、且又燈臺ヲ設ケルト云フヤウナコトヲ致シマシテ、船舶ノ出入ニ便利ニシテ居ルノアリ、ソレガタメニ七尾ニ出入スルトコロノ船ノ數モ段々多クナリ、貨物モ段々餘計ニ出ルヤウニナツクノアス、ケレドモ縣費ヲ以テ此灣ノ改良ヲ圖ルト云フコトハ甚ダ困難デゴザイマスカラ、更ニ一步ヲ進メテ國費ヲ以テ此改良ヲ圖ルト欲シトイ云フノアリマス、又國費ヲ以テ全部其改良ニ充シルト云フコトが困難デアルナラバ石川縣ニ於テ費用ヲ投ズル際ニ國費ヲ以テ之ヲ補助スルト云フコトニナツクモ宜イノゴザイマス、免ニ角斯ウ云フコトヲ建議スルノアリマス(拍手起ル)

○恵松隆慶君 此案ハ前ノ日程、直江津開港ノ建議ト同一ノ委員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恵松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(大岡育造君) 御異議が無ナケレバ本建議案ハ直江津開港ニ關スル建議案ノ委員ニ付託スルコトニ可決致シマタ、日程第十、金澤高等工業學校設立ニ關スル建議案、戸水寛人君

○議長(大岡育造君) 恒松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(大岡育造君) 御異議が無ナケレバ本建議案ハ直江津開港ニ關スル建議案ノ委員ニ付託スルコトニ可決致シマタ、日程第十、金澤高等工業學校設立ニ關スル建議案、戸水寛人君

第十 金澤高等工業學校設立ニ關スル建議案(戸水寛人君外四名提出)

金澤高等工業學校設立ニ關スル建議案

金澤高等工業學校設立ニ關スル建議案

方今高等工業學校ノ増設ハ甚必要ナルモノアリ而シテ石川縣金澤市ノ如キハ之ヲ設立スルニ最適當ナル場所ナリト認ム因テ成ルヘク速ニヲ設立セムコトヲ望ム

右建議ス

(法學博士戸水寛人君登壇)

○法學博士戸水寛人君 諸君、此案モヤハリ私が説明申上ゲルノアリマスガ、世界ノ交通機關ガ段々盛ニナシテ來タ以上ハテス、太平洋ガ即チ世界ノ競争場ニナルト云フコトハ論ヲ俟タナイコトデアル、又千九百十四年即チ再來年ニナリマスト云フト巴馬運河ガ開通出來ルト云フコトデアリマス、サウナリマスト云フト、此太平洋ニ於ケル

○漆昌巖君 極ク簡単デゴザイマスカラ、此カラ申上ゲマス、此私設運河築港ニ關スル建議案ハ誠ニ簡単ナル建議案デゴザイマシテ、此海陸ノ運輸機關ヲ十分ニスルト云フコトハ何人モ異論ノナイコト、考ヘマス、然ルニ海ニ航路補助法ト云フモノガアリ、陸ニ

列國ノ競爭ハ益々激烈ニナルト云フコトハ想像スルニ難カラナイ、日本が此競爭ニ從事センガタメニ、日本ノ商業教育ヲ盛ニシナケレバナラズ、農業ノ教育モ盛ニシナケレバナラズ、又工業ノ教育モ大ニ盛ニシナケレバナラスト私ハ考ヘマス(ヒヤー)今後工業ノ教育ヲ盛ニスルニ付テヘ、高等工業學校ノ增設モ必要デアル、之ヲ增設スルニ付テハ日本ニ於ケル學校ノ分布圖ヲ見ルト云フコトが必要デアル、高等工業學校ニ適當スル位ノ學校ヲ見ル、其分布圖ヲ作ツテ見ルト云フト、東北ノ方ニハ此階級ノ學校が隨分アル、京阪ノ方ニモ隨分アル、九州ニモヤハリアル、獨リ北陸ダケカサウ云フ學校ガツモ無イノアリマス、是が甚ダ遺憾ニ思フ所デアリマスカラ、ドウシテモ此北陸ニ一ツ拵ヘナケレバナラスト思フ、ソレヲ拵ヘルニ付テハ石川縣ノ金澤ノ如キハ之ヲ拵ヘルニ最モ適當ナツテアリマス、是ノミト云フ譯デアリマセヌケレドモ、私ハ之ヲ拵ヘルニ最モ適當ナル場所ノ一ツニ算ヘル、此金澤ノ狀況ヲ見マスルト云フト、昔カラ金澤ニ於テハ美術ガ盛ニアツテ、工業が可ナリ發達シテ居ルノア、一々ソレヲ列舉スルニハ及バヌデゴザイマセウガ、免ニ角工業ハ可ナリ發達シテ居ツタ、其結果テゴザイマセウカ、金澤ニ於テハ明治二十年ニ縣立ノ工業學校ヲ拵ヘテアルノア、ソレが可ナリ盛ニナツテ居リマス、卒業生モ大ニ用ヲ爲シテ居ルノアス、ケレドモソレヲ更ニ一步ヲ進メテ國立ノ高等工業學校ト云フモノニシタナラバ、其結果ハ甚ダ好カラウト思フノアリマス、ドウソ此事ニ御賛成アラントコトヲ請ヒマス(拍手起ル)

○恵松隆慶君 本建議案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 本建議案ヲ議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ御賛成アラントコトヲ請ヒマス(拍手起ル)

○議長(大岡育造君) 「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル

○議長(大岡育造君) 御異議がナケレバ其如ク決シマシタ、日程第十一、私設運河築港ニ關スル建議案、漆昌巖君

第十一 私設運河築港ニ關スル建議案(漆昌巖君外一名提出)

私設運河築港ニ關スル建議案

私設運河築港ニ關スル建議案

陸上交通機關ノ發達ハ固ヨリ必要ナルモ四面環海我邦ノ如キニ在リテハ水上運輸機關海陸連絡等ノ設備ヲ忽諸ニ付スヘカラサルハ自明ノ理ナリ然ルニ近時運河、築港ニ關スル事業ヲ企畫スルモノ頻出セルニ拘ラス之ニ關スル法規トシテハ明治四年太政官布告第六百四十八號ノ外何等據ルヘキ法令ナキハ遺憾ナリ茲ニ完全ナル法律ヲ制定シ此ノ種ノ事業ヲ保護獎勵シ以テ國運ノ進歩及通商機關ノ發展ヲ謀ルハ目下ノ急務ト信ス政府ハ速ニ之カ調査ヲ遂ケ相當ノ案ヲ具シ帝國議會ニ提出セムコトヲ望ム

右建議ス

ハ私設鐵道條例ト云フモノガアリ、又近頃ハ輕便鐵道ト云フ法律モ出來テ居リマス、然ルニ此間ニ於テ水陸ノ連絡ヲ取ラントスル築港運河ト云フモノニ向シテハ其法律ガ制定サレテ居ナイト云フコトハ、甚ダ遺憾ニ考ヘマスル、固ヨリ政府ノ所管ニ屬スル運河トカ築港トカ云フモノハ別段デゴザイマスルガ、國費ニ限リガアツテ政府ガ順々シテ此運用ガ出來ルト云フノデゴザイマセヌカフ、吾ミハ民間ニ在シテ有志ノ企業者ガ出來得ルヤウニ、私設運河築港ト、斯ウ云フモノニ對スル法案ヲ制定シテ貰ヒタイ、斯ウ云フ趣意ニ外ナラヌノデゴザイマス、ドウツ政府ハ速ニ相當ノ調査ヲ遂ケラレテ、帝國議會ニ提出シテ、此案ヲ制定サレンコトヲ望ムト云フ建議案ノ趣意デゴザイマス、之ニ付キマシテハ尙日本ノ川其他ニ付テ調ベタモノゴザイマスカラ、之ヲ參考書類トシテ速記録ニテモ載セマシテ諸君ノ御一覽ニ呈サウト考ヘマスカラ、宜シク御贊成ヲ請ヒマス

參照

大凡海ノ利用ヲナシ能ハサル國ハ、霸ヲ天下ニ爭フコト能ハズ是レ近來各國共ニ争フ
テ全効ヲ海ニ注ク所以ナリ而シテ其全力ノ強弱如何ハ、一國經濟ノ勝敗ヲ決スル根
原ナルカ故ニ何レノ國ニ於テモ海商ノ發展ヲ計ル爲メニ港灣ヲ修築シ、船客船貨ノ
積ミ卸シヲ敏速ニシキ快速ナル大船巨舶ヲ造リ海上ノ來往ヲ迅速ナラシメント企テサル
ヲシ蓋シ往昔ノ港灣ナルモノハ船舶カ暴風ヲ避クル爲メニ入港碇泊セルモノナルモ一
十世紀ノ港灣ハ世界ノ大船巨舶ヲシテ迅速ニ荷物ノ揚ケ卸シヲシテ如何ニ完全ナル
築港設備ヲ要スルトスルモ客貨ノ集散市場ニ聯絡スルニアラスンハ到底港灣ノ效能
ヲ發揮スル能ハス是レ往々地勢ニヨリテ港灣ト市府トノ間ニ於ケル水運ノ連絡即チ
運河ノ開鑿ヲ必要トルニ至ル所以ナリ而シテ運河ハ鐵道ニ比シテ快速ニ物品ヲ輸
送スル能ハサルモ其運搬力ノ絶大ナルト其運賃ノ低廉ナルト船舶ニ依リテハ積換ノ
手數ヲ要セシテ其儘市府へ運輸スルノ利便アルト到底鐵道ト同日ノ談ニアラス由
來農業、林業、礦業等ノ發達進歩カ運河ニ依頼スルモノ少ナ
リ古代人智ノ開發セサル時ニ於テハ專ラ天然ノ河流ヲ利用シタルモ一十世紀ノ今日ニ
於テハ天然ノミニ依頼スル能ハス更ニ人工ヲ以テ水路ヲ開鑿スルヲ要スルモノ少ナ
カラス 古代隋ノ煬帝ハ一大運河ヲ開鑿シテ支那ノ經濟的發達ニ一大功績ヲ示シ
我 仁德天皇ハ難波ニ濠ヲ穿タシメラレテ大ニ水利ヲ便ニセラレ又平清盛ハ音戸ノ
瀬戸ヲ開鑿シテ舟行ニ利便ヲ與ヘタリ又徳川家康江戸府ヲ開キテ以來江戸ノ地ノ
大繁榮ヲ來セシハ其原因種々アリト雖トモ其最タルモノハ各所ニ堀ヲ穿チ水利ノ便ヲ計
リ而シテ一方所々水面ヲ埋立テ商工取引ニ便ナラシムシニ因ルヘシ元來江戸ノ地タ
ルヤ元平河村室田村等ノ小村落アリテ西丸城下ハ何レモ海ニ瀕シ現今ノ築地ハ勿
テ今日ノ繁榮ヲ見ルニ至ラシメタリ而シテ現今獨逸ノ實業的發達カ運河ニ負フ所大ナ
ルハ何人モ知ル所ニシテ同國カ千八百七一年以來改修セル運河ハ延長九千哩ニ
テ其内新ニ開鑿セルモノ一千二百哩アリテ今後益々運河ノ擴張ニ努力スル方策ナリ
ト云フ夫レ獨逸工業ノ進歩快速比ナシト稱セラレツ、アルハ則チ此運河ニ依リテナリ
而シテ農業亦繁榮ヲ保チテ能ク經濟上ノ調和ヲ失ハサルコトヲ得ルニ至ルコトハ主ト

テ亦此運河ノ力ト云ハサルヘカラス之レニ反シテ英國ハ「リバーブール、マンチエスター」
間及其他ニ運河多キ地ナレトモ國內ノ大鐵道會社カ其競爭力ノ絶大ナルヲ忌ミテ
之ヲ買收シ遂ニ運河ヲシテ發達スルコト能ハサラシメ爲ミニ農業ノ衰退ヲ來タシ遂ニ
國內ニ於ケル食料品ノ八割ヲ外國ヨリ仰クノ已ムナキニ至レリ又工業ニ於テモ一面
獨逸ニ凌駕セラレ工業國トシテノ英國カ今ヤ殆ント人後ニ陞著タントスルノ觀ナキ
ニアラス畢竟運河開鑿ノ發達カ其國ノ產業ノ盛衰興亡ニ大關係アルヲ示スモノト云
ヘシ

備考

舟筏里程へ本川及支派川ノ從來舟筏ノ通スル部分ヲ合算シテ二十里以上トナルモノヲ掲ケタルモノニシテ舟筏ヲ浮フルニ適否タルヲ意味シタルモノニアラス又實例アルモノ、外ハ俗間稱呼ノ中信據スルニ足ルモノヲ採レリ但シ北海道、臺灣ニ係ルモノハ支派川ヲ除キタルモノニシテ舟筏ノ適否ニ據ラス水源ヨリ河口ニ至ル延長ナリ

其所在地へ府縣統計書ニヨリ其大體ヲ示ス但シ×印ヘ内務省ニ於テ調査シタ

ル河川ノ流域ヲ掲記シタリ

前表ニヨリテ見ルトキハ利根川ノ如キ其舟筏里程二百十七里餘ノ長キヲ示スモ實ハ鬼怒川、江戸川、渡良瀬川、甘樂川、片早町、鬼川、巴川等其他數流ノ支派川ヲ合算シタル延長里程ナレハ其本流ニ屬スルモノハ實ニ短里程ナリトス由來我國ニ水力電氣事業ノ著シク發達シタルモ此處ニ基因スルモノニシテ自カラ水利行通ノ不便ナルヲ證スルニ足レル所以ナリトス故ニ我國ハ是非トモ此現存ノ水利不便ナル天然

川ニ人工ヲ加ヘ我ハ運河ノ開鑿ヲナシ而シテ水運ノ利便ヲ謀ルニアラサレハ商工業ノ著シキ發展ヲ見ルヲ得サルナリ是ニ於テカ往古ヨリ德川氏ノ如キハ常ニ之レガ勵行獎

勵ニ力メタリキ彼ノ利根川ノ如キモ寶永二年閏四月浚鑿ノ功成リ時ノ幕府ハ事ニ

從フ者ヲ賞シ又安治川ノ如キハ貞享元年ヨリ間河村瑞軒安治ニ命シ淀川及大阪

ノ河川大修繕ヲナシ進ンテ安治川ノ開鑿ヲナサシメ以テ今日ノ大繁榮ヲ見ルニ至ラ

シメタリ（瑞軒安治ヘ曾ア琵琶湖疏水事業ヲ企圖シタル人ナリ）殊ニ彼ノ富士川ノ

如キハ更ニ舟筏ノ便ヲ得又大和川ハ元祿十六年十月浚渫ヲ始メ寶永元年十一月彼ノ新

大和川ノ功成リ而シテ慶長十七年安井道頤ナルモノ大阪道頓堺ヲ開鑿シ船舶航

通ノ利便ヲ計リ遂ニ今日ノ繁榮ヲ見ルニ至レルが如キ何レモ人工水利ノ便ニ據テ繁

榮ヲ來タサルハナシ

如斯我國ニ於テハ運河ノ開鑿ヲナシ且人工ヲ以テ天然ノ缺ヲ補ヒ而シテ水運ノ利

便ヲ計ルニアラサレハ完全ナル國ノ發達ヲ見ルコト能ハサルナリ然ルニ今日マデハ人心

運輸機關ヲ鐵道ニノミ傾注シテ水路ヲ利用スルノ謀ニ思ヒ至ラス且日本ノ全局面

ニ就テ一般水路的計畫ヲ立ツル者亦甚ダ稀ナルが爲殆ント人ノ注意ヲ惹起セサリシ

モ今ヤ鐵道ノ輸送力亦限リアリテ其要ニ足ラス而カモ其運賃ノ高價ナル等ヨリ漸ク

水運ノ利便ヲ求メントスル傾向ヲ呈シ來レルが如シ殊ニ我國ニ於テ全ノ海ニ接セザル

山城、大和、伊賀、河内、丹波、近江、美濃、飛驒、信濃、上野、下野、磐代等

ノ諸國ニハ是非共河川ノ流域ヲ利用シ而シテ其足ヲサル所ハ運河ヲ開鑿シ以テ水

運ヲ便ナラシムコトハ眞ニ忽諸ニスペカラサル事業ナリトス加之我國中海ニ接シタル

地ニシテ從來著名ノ港灣ハ暫クヲキ未タ其名ノ高カ、ラサ沿海ニシテ浚渫其他

ノ人工ヲ加フヘ船舶ノ出入碇泊ニ便ナラシメ得ル港灣漁港モ少ナシトセス而シテ之

モノナキニアラサレト如何セン適當ナル獎勵保護ノ法律ナキカ爲メ官廳ノ許可ヲ受クル

上ニモ其事業ヲ進ム上ニモ多大ノ不便ヲ感スルヲ以テ何レモ送巡手ヲ著クル者ナキ

ガ如シ是レ實ニ吾人ノ最モ遺憾トスル所ナリトス我國現時ノ財政ヨリ推スモ到底國

ノ事業トシテ完成セシコト不可能ナレハ茲ニ適當ナル保護法ヲ設ケ實力アル民間ノ

事業ニ托シ以テ從來不備ノ水陸交通ノ完成ヲ獎勵スルハ我國將來ノ富強ヲ謀ル唯
一ノ方法ナリト信ス

○恆松隆慶君 本建議案モ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（大岡育造君） 恒松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（大岡育造君） 御異議ガナケレバ本建議案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ可決致シマシタ、日程第十二乃至第十四ハ同一委員ニ付託セラレタル建議案アリマスルカラ、一括シテ議題ト致シマス、御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（大岡育造君） 御異議ガナケレハ一括シテ議題ニ供シマス、委員長青柳信五郎君

第十二 鐵道速成ニ關スル建議案（渡邊修君外七名提出）

第十三 上越鐵道敷設ニ關スル建議案（青柳信五郎君外四名提出）

第十四 信越河東線鐵道建設ニ關スル建議案（安川保次郎君外一名提出）

第十五 青柳信五郎君登壇

第十六 青柳信五郎君登壇

第十七 青柳信五郎君登壇

第十八 青柳信五郎君登壇

第十九 青柳信五郎君登壇

第二十 青柳信五郎君登壇

第二十一 青柳信五郎君登壇

第二十二 青柳信五郎君登壇

第二十三 青柳信五郎君登壇

第二十四 青柳信五郎君登壇

第二十五 青柳信五郎君登壇

第二十六 青柳信五郎君登壇

第二十七 青柳信五郎君登壇

第二十八 青柳信五郎君登壇

第二十九 青柳信五郎君登壇

第三十 青柳信五郎君登壇

第三十一 青柳信五郎君登壇

第三十二 青柳信五郎君登壇

第三十三 青柳信五郎君登壇

第三十四 青柳信五郎君登壇

第三十五 青柳信五郎君登壇

第三十六 青柳信五郎君登壇

第三十七 青柳信五郎君登壇

第三十八 青柳信五郎君登壇

第三十九 青柳信五郎君登壇

第四十 青柳信五郎君登壇

早ク建設ヲスルト云フコトデ、是亦全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、其次ノ十四ノ信越河東線ノ建議案モ、是モ提案者が前回ニ於テ説明セラレタル如ク、長野縣ノ屋代若クハ篠ノ井ヨリ分歧シマシテ、新潟縣下長岡ニ達スルノ鐵道デ、ゴザイマス、是モ其間ニ松代飯山或ハ十日町又種々ナル長野縣ニ於ケル有名ナ温泉ヲ通過スルノ鐵道デゴザイマシテ、是亦政府ニ意見ヲ問ヒマシタトコロガ、政府モマダ是ハ幹線トシテハ出シテ居ラナシガ、免ニ角此邊ニ敷クベキ必要ハアルト認メテ居ル、ソレ故ニ昨年カラ此測量ニ着手ヲシテ、マダ測量ハ全ク終リハシナイガ、今爲シツ、アルトコロデアル、其測量ノ結果ニ於テ必要ト見レバヤル、併シ今直ニ是が必要デアルト云フコトハ測量ヲ終ラケレバ明言シ難イケレドモ、免ニ角此邊ニ一本要ルト云フコトハ政府ハ認メテ居ルノアルカラ、イヅレ測量ノ結果ニ依シテ尙政府モ考ヘルトコロガアルデアラウト云フコトデ、是亦全會一致ヲ以テ可決致シマシタ次第デゴザイマス

○恵松隆慶君 此ニ案ハ一括シテ委員長報告通リ決セラレンコトヲ望ミマス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 恵松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバニ案共ニ委員長報告通リニ可決致シマシテ、日程第十五乃至二十八ハ請願デアリマスカラ、便宜上一件毎ニ委員長ノ報告ヲナサシメ、逐次議題トシテ之ヲ採決致シマス、委員長武藤金吉君

(特別報告第六十五號)復族ニ關スル請

(委員長報告)

(武藤金吉君登壇)

○武藤金吉君 請願委員會ノ成績ヲ報告致シマス、唯今議題ニナシテ居リマスル復族請願ハ呈出者高知縣高知市水通町平民公吏村岡靖一外六名呈出、紹介議員ハ町田旦龍君、請願ノ要旨ハ文書表ニアリ、委員會ハ採擇ト決定致シマシタ

(「異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(大岡育造君) 委員長報告通り御異議ガナケレバ可決致シマシタ、日程第十六、爭議調停法制定ノ請願

(特別報告第六十八號)爭議調停法制定 (委員長報告)

○武藤金吉君 呈出者ハ東京市京橋區八官町士族佐藤顯理、紹介議員ハ島田三郎君外一名、請願ノ要旨ハ文書表ニアリ、委員會ハ採擇ニ決定致シマシタ

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ採擇ト決シマシタ、第十七、庄内川改修ノ請願

(特別報告第六十九號)庄内川改修ノ請 (委員長報告)

○武藤金吉君 呈出者愛知縣西春日井郡庄内村村長伊藤威外二十一名、紹介議員ハ福岡精一君、請願ノ要旨ハ文書表ニアリ、委員會ハ採擇ニ決定

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)
○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ採擇ニ可決致シマシタ、日程第十八、大井川改修工事國庫支辨ノ請願

(特別報告第七十號)大井川改修工事國庫支辨ノ請願 (委員長報告)

○議長(大岡育造君) 呈出者静岡縣志太郡島田町長馬場晴利外五名、紹介議員ハ鈴木辰次郎君、請願ノ要旨ハ文書表ニアリ、委員會ハ採擇ニ決定

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ採擇ニ可決致シマシタ、日程第十九、大井川橋渠架設ノ請願

(特別報告第七十一號)大井川橋渠架設 (委員長報告)

○武藤金吉君 呈出者靜岡縣志太郡島田町長馬場晴利外五名、紹介議員ハ鈴木辰次郎君、請願ノ要旨ハ文書表ニアリ、委員會ハ採擇ニ決定

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ採擇ニ可決致シマシタ、日程第二十、平家音樂史平家物語史論配賦具備ノ請願

(特別報告第七十二號)平家音樂史平家 (委員長報告)

(物語史論配賦具備ノ請願)

○武藤金吉君 提出者ハ青森縣中津輕郡富田村士族館山漸之進、紹介議員ハ小久保喜七君、武藤金吉ノ兩名デゴザイマス、請願ノ要旨ハ請願者ハ微力赤貧ヲ以テ此平家音樂史ノ編述ニ著手セラレマシテ、サウシテ此平家音樂史が此人ヨリ外ニ精シク知シテ居ル人ガアリマセヌノアリマス、若シ此人ガヒクナリマスルト、此平家音樂史ノ歴史竝ニ此譜ト云フモノガナクナルノアリマシテ、東京印刷株式會社ハ義俠ニ依リマシテ數千部ヲ印刷致シマシテ、サウシテ配付ヲサレタノアリマス、サウシテ近頃文部省ニ於テ此平家物語考ト云フ本フ著シマシタケレドモ、其文部省ニ著シタルモノハ杜撰ニアリマシテ、往々妄説が掲ゲアルト云フコトアリマシテ、此請願者ハ何卒是ヲ中學程度ノ教科書ノ參考書トシテ買上ケテ貰ヒタイト云フノ請願アリマス、紹介議員ハ此館山君が殆ド齡、耳順ヲ超ヘテ居ルニモ拘ラズ、熱心ニ此著述ヲセラレタト云フコトヲ多シト致シマシテ紹介ヲ致シマシタ、請願委員ハ審査ノ結果、相當ナルモノト認メマシテ、採擇ニ決定致シマシタ

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(大岡育造君) 別ニ御異議ガナケレバ採擇ニ可決致シマシタ、日程第二十一、區裁判所出張所設置ノ請願

(特別報告第七十四號)區裁判所出張 (委員長報告)

○武藤金吉君 呈出者長崎縣北松浦郡御厨村長有安淳夫外一名、紹介議員ハ

